

「東広島芸術文化ホールくらら友の会 くららフレンズ」会員規約

第1条（名称）

本会は、「東広島芸術文化ホールくらら友の会 くららフレンズ」と称します。

第2条（事務局）

本会の事務局（以下、「事務局」という）は、東広島芸術文化ホールくらら（以下「ホール」という）内に設置し、指定管理者である JTB・NHK アート・日本管財共同企業体（代表企業：株式会社 JTB コミュニケーションズ）が運営します。

第3条（会員）

会員とは本規約を承認のうえ事務局が入会を認め、かつ所定の会費を支払った方をいいます。

第4条（会費）

会員は、会費を事務局の定める方法により支払うものとします。

- (1) 会費の支払いは全額一括払いとします。
- (2) 会費は理由の如何を問わず一切返金いたしません。

第5条（会員期間・更新・退会）

会員期間は、4月1日～翌年3月末とします。

- (1) 更新については、事務局が通知した所定の期間内に、会員が手続きするものとします。
- (2) 退会を希望する場合は、速やかに事務局へ連絡の上、その時点での支払債務を返済していただきます。

第6条（会員証）

事務局は会員に対し「東広島芸術文化ホールくらら友の会会員証」（以下、「会員カード」という）を貸与します。

2. 会員カードは会員本人のみが利用できるものとし、他人に貸与、譲渡することはできません。
3. 会員は、会員カードを紛失したり盗難にあった場合は、ただちに事務局に届け出るものとします。
4. 紛失、盗難その他の事由により友の会カードを他人に利用され、会員又はホールに損害が生じた場合、会員がその責を負うものとします。
5. 会員は、退会の際には、会員カードを事務局に返却又は、会員の責任において廃棄するものとします。

第7条（会員特典）

会員は、ホールが通知する各種特典を、所定の方法により利用することができます。

第8条（届け出事項の変更）

会員は、届け出た氏名、住所等に変更が生じた場合は、ただちにその内容を事務局に届け出るものとします。

2.前項の届出がないために生じた不利益について、ホールは一切その責を負わないものとします。

第9条（会員資格の取消し）

次の場合は、事務局が会員の資格を取り消すことができるものとします。

- (1) 入会時に虚偽の申告があったとき。
- (2) 年会費又は、チケット代金の支払いを怠ったとき。
- (3) ホールが定めた規約に違反したとき。
- (4) その他ホールの運営上支障があるとき。
- (5) 東広島芸術文化ホールくらら友の会が解散したとき。

第10条（変更事項）

事務局は、本規約を随時変更することができるものとします。この場合、事務局はすみやかに変更事項を会員に通知するものとします。

第11条（委任）

この規約に定めのない事項について、必要があるときは事務局が別に定めるものとします。

第12条（個人情報）

会員から受領した個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いについて」に準じます。

【附則】

この規約は平成30年4月1日から適用します。